

第 1 期障害児福祉計画の策定について

(平成30年度～平成32年度)

◆◆ 障害児通所支援等のサービスの提供体制の計画的な整備のために ◆◆

平成28年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から、市町村及び都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられます。

この計画は、市町村及び都道府県が、障害児通所支援等（※1）の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくために策定されるものです。

平成29年度に、市町村及び都道府県は、計画の策定作業を行います。

※1 障害児通所支援等とは

- ・障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- ・障害児相談支援
- ・障害児入所支援

1. 第3次箕面市障害者市民の長期計画、第5期障害福祉計画との関係

計画名	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
長期計画（10年計画） ※基本的な理念、目標、施策の方向性を記載	第3次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）									
障害福祉計画（3年計画） ※障害福祉サービスの必要見込量、確保の方策等	第3期	第4期			第5期			第6期		
障害児福祉計画（3年計画） ※障害児通所支援等の必要見込量、確保の方策等					第1期			第2期		

2. 障害児福祉計画の概要

(1) 基本指針

国、府が定める基本方針等に則して策定します。

（２）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

教育保育等の利用、障害児通所支援など専門的な支援の確保、共生社会の形成促進の観点から、関係機関連携のもと、障害児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包括の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（３）概要

- 提供体制の確保に係る目標
 - ・児童発達支援センターの設置
 - ・保育所等訪問支援の実施
 - ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込み 及び 見込量確保のための方策
- 提供体制の確保に係る関係機関との連携に関すること

３．策定のスケジュール予定（未定）

平成29年6月	府説明会
	素案作成開始
	関係会議等審議・意見聴取
	素案作成
平成29年12月	パブリックコメント
	素案修正
	庁内意思決定
平成30年3月	法定協議
	完成